



中津市監査委員告示第 17 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年7月23日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 千木良 孝 之

措置状況報告書

監査の名称：令和6年度 定期監査

課 名：選挙管理委員会事務局

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
(1)報酬の支払いについて 投票管理者の報酬について、投票日前日に行う投票所設営の出席確認を行っていないにもかかわらず、投票所設営日を含めた分の金額で支払いを行っている。 今後、投票所の設営についても投票管理者の出席確認を行い、欠席の場合は、報酬を減額して支払うよう改められたい。	ご指摘のとおり、投票所設営日については、出席確認を行っていませんでした。今後は、投票管理者についても、出席確認を行い、報酬の支払いに反映させるよう改めます。	
(2)支出事務について 参議院議員通常選挙における選挙公報配布業務手数料の単価を35円としているが、契約書や仕様書等がないため、単価の根拠が分からず、適正な価格であるか判断ができかねる。よって、何に基づいて単価を設定しているか説明を求める。また、今後は中津市契約規則、契約事務マニュアル、随意契約ガイドライン等に沿った適正な契約事務を行われたい。	選挙公報の配布については、各自治委員に依頼しており、その手数料については、過去に中津市連合自治委員会と協議して決めたものと思われます。 ご指摘の手数料単価35円については、『国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律』について解説した「選挙執行経費基準法解説」の中で、一人で250世帯分を配布すると想定したときの労務費が7,880円と積算されていることから、$7,880 \div 250 = @31.52$（町村においては$7,880 \div 200 = @39.4$）を参考に、妥当な金額と考えています。 各自治委員（市内に380人）に依頼することから、一般的な契約事務になじまない面がありますが、積算根拠を明文化する等、適切な事務処理を行います。	